

Title	イベロアメリカ首脳会議の四つの宣言
Sub Title	Four Declarations of the Ibero-American Summits
Author	石井, 陽一 (Ishii, Yoichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1995
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.68, No.2 (1995. 2) ,p.231- 256
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	太田俊太郎教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19950228-0231

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イベロアメリカ首脳会議の四つの宣言

石井陽一

はじめに

- 一、開催の理念
- 二、民主主義・人権・主権・国際法の尊重
- 三、痛し痒しの麻薬対策
- 四、決め手を欠く貧困対策
- 五、ウルグアイ・ラウンドへの対応
- 六、知識の共同市場
- 七、域内の外交協力
- 八、動き出したインディオ民族基金
- 九、強まる開発と市場統合志向
むすび

はじめに

一九九一年七月一八日、一九九日の両日、メキシコのグアダハラハラで第一回イベロアメリカ首脳会議⁽¹⁾（またはイベロ

アメリカ・サミット、西語名称はLa Cumbre Iberoamericana) が開催されて以来、毎年、イベリア半島の西葡二カ国とラテンアメリカのスペイン語を国語とする十八カ国、ポルトガル語を国語とする一カ国、計二十一カ国の首脳が、この文化圏のどこかの国のどこかの都市で一堂に会することになった。第二回は、コロンブス五〇〇周年の当年に因んで一九九二年七月二三日、二四日の両日スペインのマドリッドで、第三回は、一九九三年七月一五日、一六日の両日ブラジルのバイア州サルバドルで、第四回は、一九九四年六月一四日、一五日の両日、コロンビアのカルタヘナで、それぞれ開催された。第三回の開催地サルバドルは、ポルトガルの植民地時代のブラジル総督府の所在地、第四回のカルタヘナは、スペインと新大陸を結ぶ護送船団の指定港、というように、西葡植民地時代の面影を残す時代の重要都市を開催地として選定している。

従来、アメリカ大陸諸国の首脳会議といえは、米国ワシントンDCを核とする汎米的、縦断的な会合であった。大西洋の兩岸にわたる言語、宗教(カトリック)、民族的血縁、価値観、習慣などを共有する文化圏の横断的な会合は、各種の学術会議というベースでは毎年頻繁に開催されているが、政治的な首脳会議は五〇〇年来絶えて開催されたことがない。開催を可能にしたのは、コロンブス五〇〇周年という折目節目が一つの契機となったであろう。しかし、第二回会議の開会の辞でスペインのファン・カルロス国王が強調したように、単に回顧に浸るのではなく、回顧を踏まえて、共通のよりよい未来を切り開くことにこの会議の理念がある。

そのほかに開催の契機となったのは、サミットがとかく先進国首脳間の会議であることへの反発もあろうし、また、この文化圏の諸国が従来は軍事独裁型の政体が多かったのに対し、最近急速に代表制民主主義の政体に転化して来たので、その同質性の上に乗っての連帯も容易になったことが挙げられる。それは冷戦構造の崩壊と無縁ではない。

キューバだけが西欧型の代表制民主主義を拒絶し、かたくなに一党独裁的な社会主義型独裁体制を守っているが、首脳会議のカストロの演説でもキューバは自国こそ本場の民主国家と自己評価している。その評価はとも角として、

文化的理由からキューバを仲間外れにしないことがこの首脳会議の一特色である。この点ワシントンに対する一挑戦でもある。

毎回の首脳会議は、国際会議が常にそうであるように、共同宣言を発表して締めくくられる。一回限りの会議の宣言ならば、どこかにファイルされ、やがて忘れ去られ、廃棄処分されるケースが多い。しかし、毎年開催されるこの会議の宣言は一過的なものではなくあり得ない苦である。

本稿は、過去四回の会議の宣言の比較対照の上に立って、宣言は単なる理念の表明なのか、それともなにか具体的成果を挙げたのか、この文化圏という単位でなにか問題になっているのか、なにか出来るのか、ヨーロッパ大陸に所在する西葡両国とアメリカ大陸に所在する一九カ国が文化的同一性ということまで政治的、経済的にも共同歩調をとることができるか、二十一世紀に向けてどのように共通の未来を切り開けるのか、などの分析を試みることを目的とする。宣言のみならず、会議の際の各国首脳の演説も補足的に参考にする。演説は、概して建前論が多いが、国別の特殊性や本音が出ることもあるからである。

毎回の宣言の共通項目となるのが、代表制民主主義・人権・主権・国際法の尊重、域内国際関係と域外国際関係、開発の向上、貧困の根絶、教育水準・保健衛生水準の向上、テロリズムへの対処、麻薬対策、環境問題、文化交流、技術交流、自由貿易の支持、ウルグアイ・ラウンドの早期妥結、市場統合志向、インディオ民族基金の設定などであるが、重点の置き方には回毎に違いがでる。

インディオ民族基金は略称で、正式名称は「ラテンアメリカ・カリブのインディオ民族の発展のための基金」(Fondo para el Desarrollo de los Pueblos Indígenas de América Latina y el Caribe)であるが、五〇〇周年は、発見され、征服され、搾取された先住民インディオの側からは反五〇〇周年の叫びを挙げる契機ともなり、首脳会議もそれに目配りせざるを得なくなり、この基金を設置することになった。本稿はこの基金をめぐる動きも注目する。

宣言や首脳の演説は、第一回、第二回については解説の単行本⁽³⁾が出ており、そこに収録されている原文によった。第三回、第四回は、まだ単行本がでていないので、宣言の全文を掲載しているスペインのABC(アーベエー)紙所載のものによった。本稿に各回の宣言の全訳を付録として掲載すべきであろうが、レトリックな言い廻しの冗長な文体であり、指定枚数のなかに到底収まるものではないので、所述のなかで、必要に依じ、部分訳または抄訳を挿入するに止める。

なお、私事にわたるが、筆者は、昨年(一九九四年)七月中旬より九月末日まで、勤務先神奈川大学の短期在外研究の制度で、メキシコ、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、ドミニカ共和国、アメリカ(主としてワシントンD・C)を一巡した。そのうち一ヵ月余はメキシコで過ごした。本稿は、転々とする旅先のホテルで現地の空気を吸いながら執筆した。本稿に関連して、旅先で得たホットな情報や感想も若干折り込んだ次第である。

一、開催の理念

第一回のグアタラハラ宣言は、当然のことであろうが、開催の趣旨、大義名分から始まる。全文二四項⁽⁴⁾のうち、第一項、第二項がそれに当てられる。第一項は「特段の合意の下に、われわれは、この転換期にある世界のなかで、われわれの諸国が受けて立っている大きな挑戦を全体として検討するために史上初めて参集した。それ故に、われわれは、これらの挑戦が迫っている解決を順当なものにするために、そしてわれわれを結び付けている歴史的、文化的な近親性の総体を話し合いと協調と連帯を基調とする協同体に転化するために、われわれ政府の政治的意思を調和することを意図するものである」、第二項は「われわれは、起源を共にし、かつ諸民族、諸宗教、さまざまな血統の総和を基調とする文化の豊かな財産を共にする国家間の広汎な集合体を代表するものである。われわれの最初の出会いから

五〇〇年目に、そして現代世界を構成する広大な地域圏のひとつとして、第三千年に向けてわれわれの協同体の力を発射することを決意した」というように意義づけている。

スペインが対イペロアメリカ関係で主張してきたイスパニダー (Hispanidad スペイン的同一性)⁽⁵⁾ の理念とは若干ニュアンスを異にしている。それは共通言語をもっているとはいえず、先住民、かつて奴隷としてアフリカから強制移住された黒人、独立後押し寄せたヨーロッパ、次いでアジアからの自由移民、これらの外来移民が携行した母文化、人種間民族間結婚などで多様化したラテンアメリカ側の社会事情が加味されているからで、その多様性もアイデンティティ (自己同一性) に含めている。

協同体 (comunidad) という用語が使われているのは、この会議が単なる会議ではなく、米州機構のような具体的な組織体をもつわけではないが、イペロアメリカ協同体という抽象的な組織の基盤になることを示している。

この開催の趣旨、存在理由としてのアイデンティティの強調は、多少表現を変えて、マドリード宣言第一項第三段、第二項第三段、サルバドル宣言の第四項で繰り返されるが、カルタヘナ宣言では文中に散見する程度に簡略化される。

二、民主主義・人権・主権・国際法の尊重

グアタラハラ宣言の第三項は「結合の目的は、共通の文化的資産だけではなく、われわれの起源の多様性、その多様な表現がその裏付けになるものである。われわれの協同体は、民主主義、人権の尊重、基本的な諸種の自由を基調としている。その大枠のなかで、各国民は、平和と安定と正義のうちに、その政治組織や諸制度を自由につくる権利を認められる。」となっている。

元来、民主主義や人権の尊重は、この文化圏の本質をなすものとはいえない。過去を振り返ってみるとその逆とい

えそうである。史上悪名高い独裁者は枚挙にいとまがない。いわゆるカウディリョ現象 (caudillismo 領袖支配) が根強く、イベリア、イベロアメリカの土壌には民主主義が育たないのではないか、と言われてきた。それが一九八〇年代の後半から急速に代表制民主主義化が進んだのは、冷戦の終結と共に、独裁政権でも反共であればよいという国際的寛容がなくなったこと、西葡両国についていえば、独裁者の自然死とEU (欧州連合、当時のEC) 加盟の条件として民主主義化が必須であったこと、などの外圧によるところが大きい。

それだけに、この文化圏があたかも民主主義を多年の伝統とするかのようにとれる文言には多少の抵抗感を覚えるが、長い間独裁政権を体験しただけに、現在の民主主義政権の継続性への祈願がこういう表現になるのである。

第二回のマドリード宣言では、第一項の第四段で「われわれは、代表制民主主義の約束、人権と諸種の基本的自由の尊重を再確認する。それがわれわれの協同体の基幹となるものである」と繰り返す。サルバドル宣言、カルタヘナ宣言の第二項前段にも同趣旨の表現が挿入されている。

例外はキューバだが、キューバに対して参加各国が代表制民主主義制への移行を説得しながらも、米国のように制裁を加え、場合によっては軍事的に侵攻して彼我共に流血の犠牲を払っても民主主義を押し付けるといふ強要方式をとらないのは、一方において主権の尊重も標榜しているからであろう。

グアタハラ宣言の第二四項は、この協同体の永続性に向けていくつかの目標を列挙しているが、そのd号は「民主主義と国際関係における多元主義の強化を、主権、地域統合、諸国家の政治的独立性、並びに主権の対等と民族自決を十分に尊重の上、助長すること」となっている。

米国によるラテンアメリカ諸国 (とくにカリブ海城) に対する主権侵犯の前例は、十九世紀、二十世紀初期において目に余るものがあったが、ごく最近でも、一九八九年に、マイアミ地方裁判所によるパナマの時の元首ノリエガ將軍を麻薬取引容疑で訴追、次いで八九年末から九〇年初にかけてパナマ侵攻の上ノリエガ將軍を逮捕し、マイアミに連

行、裁判にかけ、一九九二年七月一〇日マイアミ地裁が懲役四〇年という判決を下したことは周知のとおりである。明らかに米国はパナマを主権国家とみなしていないようだ。

メキシコでも、一九九〇年グアダハラ市で大麻薬取締局（DEA）のカマレラ査察官殺害に加担した容疑でメキシコ人外科医をDEAがメキシコ国内で逮捕し、米国に不法連行の上裁判にかけた。一九九二年六月、米最高裁は、米国外で米官憲にら致された犯罪容疑者を米司法当局が裁くことは違法ではない、という裁定を下した。それは同年七月のノリエガ裁判の判決を正当化する措置でもあった。

また、キューバと取引する在外米子会社のキューバとの取引の禁止および取引すればその米本社も処罰するという一九九二年一〇月のトリセリ法（米民主党員トリセリ議員が起草）も国際法の原則を無視した強引な措置であり、主権についてイペロアメリカ諸国が神経をとがらせるのも無理はない。トリセリ法に至っては、EUなどの第三国の主権も制限するものであるので、EU委員会、EU諸国（とくに西葡）、カナダからも嚴重な抗議が発せられ、同年一月の国連総会でトリセリ法の廃止を訴えるキューバの提案が可決されたことは記憶に新しい。

マドリード宣言の第九項第三段は「とくに、国家によるその領土に対する十分に独占的な主権の行使を絶対に尊重する必要性をここに重ねて主張することが時宜を得ていると判断する」とし、さらに第四段で「本会議は、如上の原則に反するような判決すべてについて深く憂慮するものである」第五段で「本会議は、一国の法律を他国に対して適用する可能性を認めようとするすべてのタイプの解釈を拒絶する（後略）」ものと表明し、国名こそ名指していないが、暗に米国による他国の主権軽視ないし無視の行動を批判し、その自重を求めている。

主権尊重、内政不干渉の原則は、サルバドル宣言、カルタヘナ宣言第二項後段にも引き継がれているが、マドリード宣言でとくに念を押ししているのは、その二カ月前に米最高裁の問題の裁決がでたからである。

主権尊重にも関連し、「国際法の尊重」という字句が毎回の宣言の随所に見出される。勿論それは主権尊重ばかり

ではなく、例えば、グアダラハラ宣言の第六項、「われわれはわれわれの国民のために、安全、平和、治安のある将来を願望する。それは国際法の尊重を通して、かつ力の行使に走らず、紛争の話し合いによる解決を促すような全面的、完全な軍縮によってのみ可能となるものである。われわれは、植民地主義に反対する国連の十年の目標設定への支持を再確認する。力の濫用に対し、われわれは理性と話し合いを援用する」というような平和主義の標榜でもある。そのなかにも、とかく力の行使に走り勝ちな対米牽制が暗黙のうちに含まれているとみてよいであろう。

三、痛し痒しの麻薬対策

グアダラハラ宣言第一六項は「麻薬取引の災厄とその影響に対して、われわれは連帯責任の原則を確認し、関係各国の主権を十分に尊重の上、全般的かつ多数国間の展望に立って、その根絶のための国際協力を強化する約束を表明する」というように、麻薬撲滅に国境を超えた国際協力の必要性を認める一方で、主権尊重の歯止めをかけているのは、前述のような事情が背景にあるからに他ならない。

首脳会議の構成国を麻薬取引で大分類するならば、西葡両国が消費国（需要側）、ラテンアメリカが生産国（供給側）になる。具体的には、ラテンアメリカのなかのペルー、ボリビアがコカの葉の生産国、コロンビアがそれに化学物質を加えてコカインを製造する加工かつ密輸出国、パナマが資金洗浄国、その他の諸国が密輸出中継国、マリファナについてはメキシコが生産国かつ対米密輸出国ということになりそうである。これは大分類で、生産国が同時に消費国でもある。

また、なにが麻薬であるかも問題である。アンデス地方のインディオはおよそ四千年前からコカの葉を噛んできた。だから葉の段階では麻薬という意識はない。マドリード会議開催時に、駐パナマのボリビア大使カルロス・モンタニ

ヨ・ダサはスペイン紙に「ぶどうがアルコールでないように、ココアの葉は麻葉ではない。だからポリビア国民によるココアの葉の栽培と消費は少しも非合法ではない」と語っている。また、ポリビアでココア栽培を根絶するということは、それに生計を依存している四〇万家族のことをまず考えねばならない、とも訴えた。⁶⁾

麻薬対策として、グアタラハラ宣言第二四項のp号では、相互の情報交換、資金洗浄への監視、生産・販売のコントロールなどの国際協力計画を樹てること、g号で消費国側に消費根絶の強化策を要求すること、r号では、先進国および国際機関に代替作物を開発する経済援助の供与とその作物の市場解放を要求すること、などを列挙している。

マドリード宣言の第一〇項、サルバドル宣言の第五六項、カルタヘナ宣言の第二部のフォーロアップの節の第二項四号でもほぼ同趣旨が繰り返されている。しかし、グアタラハラ宣言の第二四項p、r号が最も詳しく、具体性がある。ということとは、具体的には、国際協力があまり進展していないことを示しているものと理解される。

麻薬対策は、消費国側（とくに米国）は生産根絶を要求し、生産国側は需要のないところに供給はないという意味で、消費根絶を求めるといふ遣り取りになり勝ちである。第二四項q号には、生産国側としての主張が強く出ている。

麻薬対策の根底には貧困があることも看過することはできない。ペルーやポリビアの農家が売り渡すココアの葉の庭先価格は、消費国におけるココアインの価格とは比べものにならないに安い価格であろうが、それでも彼らが短期的に回収できる最も有利な作物である。代替作物の候補は、コーヒー、ココア、柑橘類などの永年性の作物であり、貧農には第一回の収穫まで持ちこたえる経済的余裕がない。収穫後もその国際市場性に問題がある。供給が増えれば、現在の需給関係でも国際価格は不安定なので、値崩れは避けられないとみななければならぬ。

一方、前述のように、スペインは、分類すれば麻薬の消費国であるが、対欧中継密輸出国でもある。コロンビアや北アフリカからの密輸入をヨーロッパに再密輸出するルートになっている。EUのなかでスペインのGDPの成長率は高いとされているが、失業率は二〇%台で、EUのなかでも高い方である。失業人口のあるところアングラ経済が

育ち、それは麻薬取引の温床になる。

麻薬取引は、当然公式の輸出入統計には載らないが、どこかで国の経済の調整弁になっているようなところがあり、勘ぐれば、関係各国は建前としては対策に困り果てながら、本音としてはそれを温存させるような体質があるのかもれない。

国レベルでも個人レベルでも、麻薬対策の根底には貧困があり、麻薬の根絶には貧困の根絶が先決ともいえる。

四、決め手を欠く貧困対策

近年の代表制民主主義化には、イベロアメリカの肯定的イメージとなっているが、否定的なイメージとして貧困が依然としてつきまとう。日給二弗か三弗相当の最低賃金、都市の貧民窟、ストリート・チルドレン、ハイパーインフレーションによる実質賃金の目減り、生産コストをカバーできないような農産物の支持価格、栄養不良、公衆衛生の低水準、高い非識字率、対米不法移住、などが貧困の共通項として存在する。イベロアメリカの持病のようなものが、症状の軽重は国別に異なることは言うまでもない。

首脳会議の際の各国首脳の演説には紋切型が多い。しかし、グアダラハラ会議の際のコスタリカのラフェエル・アソンヘル・カルデロン大統領(当時)の「新ルネサンス」と題する演説には傾聴に値する部分がある。イベロアメリカが独裁制から民主主義体制に転化したことを衷心から喜びながら、「いま中米でわれわれが戦わんとする戦いは、貧困に対する戦いである」「日々の糧も欠き、民衆が貧困と無知のなかで四年か六年毎に投票するだけの空虚な民主主義をわれわれは欲しない」と断言する。

宣言のなかで貧困との戦いは、随所に強調されているが、具体的な対策を欠いている。グアダラハラ宣言の第一

○項では「二十一世紀以前に、われわれの国民を極貧 (miseria) から解放するために、われわれは必要とされるあらゆる努力を傾注する。このために、開発の国際戦略において国連が樹立した目標に沿い、保健、栄養、住居、教育、社会保障の分野における最低限の公共サービスに万人が接近し得るよう努力する。これでわれわれの地域圏における民主主義の強化に寄与することになる」という抱負を述べている。

開発指向に関連し、最も大きく貧困との戦いをとりあげたのがサルバドル宣言で、「貧困の根絶」という見出しの第九項、「貧困との戦い」という項目の第二八項、という二つの独立項目を設けている。第九項の方は抽象的に貧困の根絶の必要性を説いたものだが、第二八項の方には若干の具体性が出ている。

「われわれは、リデオジャネイロにおいて『開発の資金調達』セミナーと同時に開催された『貧困との戦いの提唱を伴う経験の評価』セミナーの成果に着目する。

われわれは、貧困の持続性は道義的に是認できないものであり、かつわれわれの諸国の将来への潜在的脅威になることを重ねて表明する。同上セミナーの別添の提言は、とくに次の諸点においてわれわれの提言でもある。(a)極貧に對する行動を最優先すること(b)貧困の克服のための恒久的な諸国の計画を作成し、実施すること(c)貧困の克服にあてられる資金の使用における効率と透明性を保証すること(d)貧困の克服のための恒久的な諸国の計画に對する開発の促進と借款による地域機関および国際機関の協力を希求すること(e)一九九二年十月チリのラ・セレナで開催された『貧困克服の経験の情報交換に関する第二回研究会』の参加国が承認した協力網設置の提唱を支持すること」。

貧困 (pobreza)、極貧 (miseria または pobreza extrema) の克服がしきりと強調されているが、貧困、極貧の定義がないために、どう克服するか、極貧層をどこまでどう引き上げるとかという具体策がでてこないようにと思われる。

世界銀行は一日の収入が一米ドル以下の層を極貧と定義しており、主としてアフリカを指すと思われるが、この会議にもイペロアメリカの実態に即した、なんらかの定義が欲しいところである。

また、貧富の格差の是正という表現は避けているように思われる。わずかに、サルバドル宣言の第一九項「社会的後進性」のなかに「所得の分配の改善」という字句を見出す程度だが消極的である。社会主義の自殺と共に抬頭してきた新自由主義はラテンアメリカを席捲している。先進国の場合、新自由主義の下でも、高い累進課税や相続税や地租があつて、貧富の格差を税制面で調整するという機能を保っている。仮りに、わが国並みの税率の所得税、相続税、地租がラテンアメリカ諸国に適用されたとすれば、大地主は土地を放出せざるを得なくなり、名物の大土地私有制は一挙に崩壊するであろう。⁽⁷⁾

ラテンアメリカでは、農地改革は遅々として進まないが、最近まで農地改革は必要という認識はあり、用語だけは空転していた。最近用語も消えてしまった感がある。農地改革の先進国とされていたメキシコにおいても、後退的と思われる憲法改正が行なわれた。⁽⁸⁾ 農地改革も貧富の格差是正の一手段である。

この宣言のなかに、貧困の克服に関連して税制改革や農地改革への言及もあつて欲しかったところである。

さきに部分引用したコスタリカのカルデロン大統領(当時)の「新ルネサンス」演説も「われわれの敵である貧困と低開発は、社会的な不正、暴力と戦争、官僚中心主義、非効率、過度の保護主義から養分を摂取してきた。……勝利を得るためには、国家の近代化、経済改革、市場開放の武器をとらねばならない。投資、貿易量、生産、雇用を増大する自由貿易の諸協定を取り結ぶ武器をとらなければならぬ」というように自由貿易の推進と貧困克服を結びつけるような結論になっているのだが、一理はあるとしても、甘いという印象を免れない。この新自由主義的発想でいけば、貧富の格差をより拡大する可能性が大ではないかと思われる。

五、ウルグアイ・ラウンドへの対応

一九八六年九月、ウルグアイの保養地プンタ・デル・エステで開催されたガット閣僚会議で始動したウルグアイ・ラウンドは、初めて南半球のスペイン語国で開催されたラウンドでもあり、これを成功させたいという気持は、ウルグアイのみならず、イペロアメリカ全体のものである。開催地に因んでか、前回の東京ラウンドまで工業製品中心の関税引き下げ交渉であったのが、途上国側の強い要請に押されて、タブーとされていた農業交渉が大きく取り入れられただけに、成功への期待は、イペロアメリカのみならず、途上国全体のものともなった。

ウルグアイ・ラウンドの推進については、総論としてはどの国も異存はない。EU（欧州連合）の構成国である西・葡両国とラテンアメリカ諸国は、各論においては必ずしも利害の一致しない点もあるが、毎回の宣言は総論としてウルグアイ・ラウンドの推進を強く要望する意向を表明している。

グアタハラ宣言第二四項i号は「ウルグアイ・ラウンドの成功に、その定めと目的の完全な履行に、保護主義との戦いに、国際貿易における差別の拒絶に、貿易開放の一方的かつ地域的な努力を惜しまない諸国に対する公正な相互主義の確保に、貢献すること」とし、マドリード宣言第一五項三段も、ウルグアイ・ラウンドが、プンタ・デル・エステ宣言を尊重し、早急かつ満足な形で終結する必要性を強調し、サルバドル宣言第一五項では、これ以上ウルグアイ・ラウンドの満足な妥結を延引できないと交渉の行詰まりに苛立ちを募らせ、カルタヘナ宣言第九項では、昨年（一九九四年）四月十五日のモロッコのマラケシュにおけるウルグアイ・ラウンド終結の協定調印に、これが多数国間システムの貿易の強化に向けての重要な一歩であり、世界貿易機構（WTO、西略語OMC）の発足により一方的な保護措置の危険性も減少し、世界貿易の拡大により投資および雇用も増大すると歓迎している。紆余曲折のウルグアイ・ラウンドの交渉経緯が四つの宣言に反映されている。

西葡両国とラテンアメリカが、各論として一致しない第一点は、輸出補助金であろう。穀物、大豆などを輸出補助金なしで輸出しているアルゼンチン、ブラジル、ウルグアイなどは、EUと対決するケアンズ・グループに属している。米国、EUが完全には輸出補助金を撤廃しないでウルグアイ・ラウンドを終結したことには強い不満をもっている。ただ、西葡両国の場合は、国産不足分の穀物を輸入している穀物輸入国であって、わずかにスペインが大麦を輸出する際に輸出補助金の恩恵を受けることがある程度であるから、輸出補助金の存否には大きな関心はない。しかし、そうはいっても、EUの一員としてはEUの立場を支持せざるを得ないというジレンマがある。

第二点はバナナの輸出割当てをめぐる紛争で、西葡両国と中南米バナナ生産八カ国が直接対決せざるを得ない破目になっている。EUのバナナ生産地は、スペインのカナリア諸島、ポルトガルのマデラ島、フランスのカリブ海上のグアドループ、マルティニークの両島などである。EU加盟前の西葡両国は低賃金国であったが、加盟後は賃金水準も急速にEUのそれにサヤ寄せされた。これに対し、中南米（とくに中米）には、米系農企業が大規模機械化と現地低賃金を組み合わせたバナナプランテーションを経営しており、EU側はコスト的に太刀打ちできない。バナナに対するEUの対外共通関税率は二〇%、ロメ協定加盟のACP諸国（アフリカ・カリブ・太平洋地域の旧EU植民地諸国）の場合は無税となっている。

EUにおけるバナナの最大消費国はドイツであり、ドイツは従来中南米産に對外共通関税率を課していなかった。一九九三年一月以降、EU域内市場は完全自由化され、ドイツ經由廉いバナナがEUに出廻ると、西葡仏のバナナは大打撃を蒙る。因みに、カナリア諸島では八万人の労務者がバナナ農場で就労している。そこでバナナ生産国の發議で、EU委員会は、ドイツも含め、中南米産バナナは年間二〇〇万トンまで二〇%課税、それを越える分は一七〇%課税と、實質的に輸入不能の関税割当てを設けた。ACP諸国に対しては年間一〇〇万トンまで無税、それを越える分は同様の高率関税とした。

ラテンアメリカ側の猛反発を前に、EU側は年間割当を二二〇万トンまで増やす提案を出している。中南米バナナ生産八カ国は、この問題をイペロアメリカ首脳会議の議題に乗せようとしたが、全参加国にかかわる問題ではないので外された。

ウルグアイ・ラウンドは、日本も含めて、典型的な総論賛成、各論反対の世界である。

六、知識の共同市場

グアタラハラ会議の首脳演説のなかで、ウルグアイのルイス・アルベルト・ラカージェ前大統領が、域内文化交流の振興を指して「知識の共同市場 Mercado Común del Conocimiento」と呼称した。この造語が、グアタラハラ宣言第二四項のV号に入る。

「文化・教育・教育法の資料の交換を自由化し、科学・技術の設備の充実と交換を容易にし、かつ知識の伝達と通信のためのインセンティブを醸成して、学識、芸術、文化の地域圏として知識の共同市場を促進すること。同様に、われわれの諸国は、それぞれの可能な範囲内において、産業の競争力と社会的能率を強化するための革新の創造能力の増強を踏まえて技術開発計画の実施に資金を投入しなければならない。」

大変にレトリックな表現であるが、マドリード宣言の第二一項では、知識の共同市場の具体的内容として次のような計画が樹立されている。

A. スペインが五〇〇周年に関連して打ち上げた衛星イスパノサット (Hispanosat) を通じ、一日三時間のイペロアメリカ教育テレビを放映する。

B. 大学間協力と大学院生留学援助

イベロアメリカ諸国間の院生交換計画 (Movilidad Universitaria de Tercer Ciclo para Iberoamericanos 略称MUTI S) を、教授職の交換も含め、発展させる。第一段階では年間八〇〇名の院生を、開発に関連ある専門を優先して留学させる。

この首脳会議のなかの主催五カ国と教育・科学・文化のためのイベロアメリカ機構事務局 (Secretaría General de la Organización de los Estados Iberoamericanos para la Educación, la Ciencia y la Cultura 略称OEI) で構成する委員会が奨学生を受け入れる教育機関の選定、優先される専門分野の認定、必要な資金の獲得などを担当し、スペインは事務局の庁舎の提供、最初の三年間の運営費などを負担する。

C. 基礎教育

その目的は、児童の初等教育と成年者の識字化教育に対する援助である。とくに識字化の遅れた二地域を選定し、五年以内に非識字者を二〇～二五%減らすことを目標とする。

この首脳会議のなかの主催五カ国とOEI事務局が構成する委員会が最も深刻な非識字問題を抱えている二地域を選定する。スペインは最初の三年間の運営費を負担する。

実施にあたっては、ユネスコ(UNESCO)の専門的助言も得、スペイン国際協力局(Agencia Española de Cooperación Internacional 略称AECI)の協力の下に、受益国の文部省が実務を担当する。

D. このほか第二二項においては、科学調査・技術革新の分野においては、開発のためのイベロアメリカ科学技術計画——五〇〇周年 (Programa Iberoamericano de Ciencia y Tecnología para el Desarrollo-Quinto Centenario 略称CYTED) の既得業績も踏まえ、その強化と継続性を確認している。

第三三項では、次の首脳会議で国家の近代化に関連し、行政、運輸、通信の調査と人材養成のためのセンターの設立を審議することを了承している。

また、イペロアメリカ協同体の外交官の資質向上のための養成計画も承認している。

以上のような計画の実現状況について、サルバドル宣言第三三項、三四項およびカルタヘナ宣言第二部のフォローアップの節によって追ってみると、

(a) イスパノサットを通ずるイペロアメリカ教育テレビは、一つの利用者協会の下に運営され、加入件数は一九六六年に達している。成人教育、環境問題、保健教育、イペロアメリカの社会問題、職業訓練、技術者教育、教員養成などの講座に重点が置かれている。

(b) 大学院生交換の MUTIS 計画は、年間スペインが四〇〇名分の奨学金を出し、うち二〇〇名はスペイン国内の大学院、二〇〇名はイペロアメリカのどこかの国の大学院で学ぶことができる。メキシコも四〇〇名分の奨学金を負担している。

(c) 基礎教育については、二つの識字化地区としては、内戦で最も被害を受けながらも生き残ったエルサルバドルのカバーニャ地区とドミニカ共和国が選定され、一九九三年六月より実施の段階に入っている。

(d) 国家の近代化のための行政職の人材養成については、取りあえずブラジルのゼツリオ・ヴァルガス研究所とブラジル外務省の協力で、ラテンアメリカ・スペイン・ポルトガルのための行政と政府の諸計画に関する恒常的なフォーラムが開設され、米州開銀の資金援助が要請されている。しかし、長期的には、ラテンアメリカ開発行政センター (Centro Latinoamericano de Administración para el Desarrollo 略称 CLAD) の設立が予定されている。

外交官の資質向上のための最初のセミナーは、ブラジル外務省の外郭団体リオ・ブランコ協会 (Instituto Rio-Branco) で行なわれ、イペロアメリカ諸国の中堅外交官が参加した。ここに、協力してこの文化圏の国際的地位向上の意欲が窺われる。

七、域内の外交協力

毎回の宣言のなかに、イベロアメリカ圏（西・葡を含めて）の国際的地位向上への志向性の意志が表示され、また域内外交協力の動きが総括されている。

(1) メキシコ大統領の提案により、スペインのカルロス・ソルチャガ氏を国際通貨基金（IMF）の臨時委員会の議長に推すこと（グアタハラ宣言第二四項のm号）。

(2) 本会議は、ラテンアメリカ・カリブ核兵器禁止条約がその完全な発効に向けて前進していることに満足を表示する。一九九一年七月一八日 アルゼンチンとブラジルは原子力を平和利用に限定する協定に調印したことも歓迎する。一九九一年九月五日、アルゼンチン、ブラジル、チリ間で、化学・生物兵器の禁止に関するメンドサ協約が結ばれ、それにボリビア、エクアドル、パラグアイ、ウルグアイが加盟、またアンデス・グループの大統領が調印した大量殺戮兵器廃棄に関する、一九九一年二月五日付カルタヘナ宣言も特筆に値する（マドリード宣言第七項）。

(3) 一九九二年一月一六日、エル・サルバドル内戦和平協定がメキシコシティのチャペルテペック城内で締結されたことに祝意を表す。デクエヤル国連事務総長およびイベロアメリカ四カ国（コロンビア、スペイン、メキシコ、ベネズエラ）の和平工作に果たした役割は大なるものがあつた（マドリード宣言第八項）。

(4) 本会議は、国連総会の都度、本会議構成国の外相会議を開き、五カ国が幹事役になる（現在はアルゼンチン、ブラジル、コロンビア、スペイン、メキシコ）。また、必要に応じ、本会議構成国の国連大使会議も開催する。これがこの文化圏共通の利益になる事案の意思調整に大いに役立っている（マドリード宣言第一四項、サルバドル宣言第二四項）。

(5) 国連安全保障理事会の一九九三―一九九四年の非常任理事国としてブラジルとスペインの候補を支持、両国は選任された（サルバドル宣言第二四項c号）。

(6) 国連農業食糧機構 (FAO) の一九九四年—一九九九年任期の事務総長候補 (一九九三年一月選挙) にラファエル・モレーノを推挙する (サルバドル宣言第五三項)。

(7) 国連安全保障理事会の一九九五—一九九六年の非常任理事国としてホンジュラスを支援する (カルタヘナ宣言第二部第四項の四)。

(8) われわれは、いかなる国も——政治的な目的で——ある国に対する経済的かつ通商的な性格を有する手段による一方的な制裁の適用を排除する必要があると了解している (サルバドル宣言第六八項)。国名を指してはいないが、米国のキューバに対する一方的な経済制裁の解除を求めたものであることは明白である。こういうイベロアメリカ会議の後ろ盾があるので、米国も経済制裁は解除しないが、ハイチに対するように軍事行動にさえ出る構えはみせられないのであろう。

全部を網羅したわけではないが、以上が域内外外交協力の事例である。

八、動き出したインディオ民族基金

本会議が母体となって取り結ばれた国際条約に「ラテンアメリカ・カリブのインディオ民族の発展のための基金設立協定 *Convenio Constitutivo del Fondo para el Desarrollo de los Pueblo Indígenas de América Latina y Caribe*」がある。前述のように、一九九二年は、コロンブス五〇〇周年と反五〇〇周年に揺れた年である。

この基金の設立は、グアテラハララ会議におけるポリビアのハイメ・パス・サモラ大統領 (当時) の演説において提唱されたものである。インディオ人口のシェアの高い国情を反映したものであろう。抽象的なレトリックな首脳演説が多いなかでパス・サモラ大統領の演説は具体性で光っていた。

それを受けてグアダハラ宣言の第八項は、「われわれは、われわれの社会の発展と多元性に対するインディオ民族の多大な貢献を認識し、かつその経済的社会的福祉、また彼らの権利と文化的アイデンティティを尊重する義務があることを重ねて約束する」とし、さらに第二四項II(エリエ)号で「インディオ民族の発展のために国際機関の支援を得てイペロアメリカ基金の創設を提案する。これは、『インディオ居留地』または家父長的温情主義のような意味では全くなく、差し迫った先住民の諸問題を好意的に解決するものである」と補強している。

マドリード会議の際のボリビアのパス・サモラ大統領の演説によると、グアダハラ宣言の提起以来一年を経ずして、米州開銀(BID)、ユネスコ、ILOなどから支持の声が上がり、一九九二年六月、ボリビアのラパスで政府間委員会が協定案を起草した。

そして一九九二年七月二四日、全文一五条からなる協定が調印された。マドリード会議にはペルーとベネズエラの大統領は、政情不安のため出席しなかったが、ペルーは一九九二年一〇月一日に、ベネズエラは一九九三年二月にそれぞれ調印し、それで二カ国の政府ベースの調印は出揃った。

この基金の目的は、インディオの自助努力によるプロジェクトを援助するというもので、資金供与者は加盟国の政府、国際機関、第三国政府である。基金は資金供与者と受益者を結びつける役割を果たす。またインディオおよびその団体の能力向上のため技術援助も行う。

基金の機関は、総会と理事会、事務局で成るが、総会には加盟国によって任命された代表一名と当該国のインディオの代表一名が出席する(第三条)。この協定は、少なくとも三カ国が批准書を国連に寄託したときに発効する(第一四条二項)。

批准がどうなっているか。一昨年(一九九三年)の夏、筆者はスペインに短期滞在していたので、マドリードのイペロアメリカ協力センター(Instituto de Cooperación Iberoamericana 略称ICI)の図書室や関係者に聴いてみたが批

准の消息はつかめなかった。そこで、八月初旬スペイン外務省条約局に赴いて照会したところ、まだ一カ国も批准していないという答が返ってきた。それを聴いて、一九九二年の反五〇〇年の弾効を少しでも回避するために、建前は政府が引き受けたが、本音は国会が出したということなのかという感触をもった。

しかし、「インディオへの援助」という見出しの九三年七月一六日付のサルバドル宣言は、インディオ民族基金の発足が本決まりになったことに満足すること、まだ批准をしていない調印国は国際先住民年である一九九三年の年内に批准して欲しいと勧奨している。

実際は同年八月中にメキシコ、ボリビア、ペルーの三国の国会が批准し、基金は発足、事務局はボリビアのラパスに設置された¹⁰。サルバドル宣言の方は、三国の批准の見通しを踏まえて本決まりとしたのであろう。いずれにせよ、二一カ国の調印国のうち三カ国が批准すれば発効するという条約も珍しい。始めから批准の困難が予想されたのであろう。

昨年（一九九四年）五月現在で、批准国は一カ国、パナマが増え、四カ国になっている。せめて九カ国に達しないと第一次総会が盛り上らず、マリオ・ベネディッティは、昨年六月一四日付エル・パイス紙上で「結局コロンブス六〇〇周年を待たねばならないのか」と皮肉った¹¹。

カルタヘナ宣言の第二部の第二項の二では「われわれは、いまなおインディオ民族基金に批准していない国々に対して、来る八月に予定されている第一次総会にできる限り多くの参加国を得られるよう批准を勧奨する」と訴えている。今回、ワシントンの米州開銀で昨年九月現在で批准国が五カ国になったことを確認した。

九、強まる開発と市場統合志向

第一回のグアタラハラ宣言が土台作りのため総花的、第二回のマドリード宣言は「知識の共同市場」の理念を若干具体化したところだが、第三回のサルバドル宣言は、本稿四、の貧困対策のなかで触れたように開発指向性を出し、そして第四回のカルタヘナ宣言は市場統合の志向性を出すなど、毎回、なんらかのテーマを盛り上げていく。

サルバドル宣言の第五項は「この第三回の会議において、われわれを識別する特色は、開発というテーマをめぐって活発に意見を交換することである（後略）」、また「人間性の尊厳」という見出しの第一二項で「就中、われわれは、開発の最終目標は人間性の完全な尊厳の確保にあると思量する。国際社会が核による壊滅の脅威を軽減できたのなら、いまこそ貧困と飢えと非識字の災害を排除しなければならない（後略）」、「政治的進歩と開発」という見出しの第二一項で「開発に関する諸問題の解決が最高の優先度に値するというわれわれの信念を表明する。開発に関して国連の文脈のなかで到達している目標と合意を追認する。政治的進歩と社会・経済開発とは不可分であり、同時に追求されねばならないと言われる国連事務総長にわれわれは共鳴する」というように「開発」志向を支柱に据えている。

「開発」に先立つものは資金であるが、「資金調達の不安定」という見出しの第一六項では「開発途上国における資金の必要性は、専ら、市場のメカニズムで賄われるものではあり得ない」と、所要資金調達を市場経済原理にすり替えられることを警戒している。「資金移動」という見出しの第一八項では、開発途上国への新規資金、追加資金、そして技術の有利な、特恵的な条件による移動を訴えている。しかし、援助問題になると、イベロアメリカという地域名称は使わずに、「開発途上国」という一般呼称を使っている。この文化圏の主張というよりは一般論としての主張になっている。参加国のうち、スペインは被援助国ではなく、援助国になっているような事情もあろう。

カルタヘナ宣言は、「開発」の推進力として市場統合の強化と拡大を挙げる。第四項では「現下の国際情勢におい

て、われわれは経済的なテーマとその均衡のとれた開発との関連に留意したい。われわれは、この均衡のとれた開発に対して国際経済の再活性化、地域統合と世界経済のグローバル化傾向が与えるインパクトを評価することが重要と思量する。」第五項で、「(前略)開かれた地域統合は、民主主義の強化、技術革新への接近、マクロ経済の安定、経済成長の推進、社会統合と環境政策のような開発の中心的な諸要因への補強となるものである」第一六項では「地域統合協定と局地的統合協定は、競争力を増やす貿易の新しい流通を産み、対外市場を拡張、貿易障壁の減少を加速し、協調や合併出資の形成を促す諸規則の調和と均質化を容易にする(後略)」と盛り上げ、第二二項で、ラテンアメリカ・カリブの地域統合は、ラテンアメリカ経済統合協定(ALADI)という大枠のなかにおける局地的統合協定、即ち、中米統合機構、カルタヘナ協定、カリブ連合体、メルコスールなどを特色としているが、それにメキシコが参加した北米自由貿易協定(英略NAFTA、西略TLC)は特筆すべきものであり、やがては西半球全体に延長するものとしたのは、ブッシュ前米大統領の米州自由貿易圏構想への迎合を表明したものであろう。

市場経済統合にも光と影があるが、ややその長所だけを強調した嫌いがある。若干の影の部分として第一七項で、国際競争力の欠如は懸念しており、統合の進度と特惠供与のシステムで生産性の向上を引き上げるとしている。第二五項はこの首脳会議の勧告にあてているが、そのe号では域内の相対的低開発国への特惠供与を、o号で、貿易および技術情報の広報活動を通じて、外国資本にとってイペロアメリカをより魅力的な場にするための促進、を打出しているが、ことにo号に市場統合動機の本音というべきものが潜んでいるように思われる。輸出の大宗産品が主として先進国向け第一次産品であるイペロアメリカの場合、元来域内貿易のシェアが低く、関税を引き下げても域内貿易促進効果は弱いのだが、それでも市場統合がムードになっているのは、外国の資本と技術の導入効果を狙ったものとみてよい。今回の調査旅行で、各国で市場統合をすれば外国資本と技術が入ってくるような期待があることを感じたが、外資は諸要因を総合判断の上進出を決めるものであり、甘い期待といわねばならない。

むすび

過去四回の会議で、このサミットの価値を評価するのは時期尚早であろう。

現時点でははっきりしている成果といえ、第二回のマドリッド会議が打ち出した一連の文化交流計画、識字化政策、外交官の質の向上計画、落とし子としてのインディオ民族基金の設立などであろう。

しかし、イベロアメリカ全体の全非識字人口をみれば、エルサルバドルのカバーニャ地区とドミニカ共和国に限定した重点政策は、大海の水をコップで掬う程度のものである。この政策の将来に向っての拡大が期待される。

識字化で最も進んでいるのはキューバで、非識字化率二〇%前後の国が多い中で、三%というのは、イベロアメリカとしては抜群に低い。ひとつには、社会主義体制であるので識字化を強制できないためであるといわれる。この点に関しては、イベロアメリカ諸国はキューバに引け目を感じるものもあるようである。

イベロアメリカにおいて民主主義をただ普通選挙、複数政党制、言論の自由の有無という先進国型の物指しだけで評価することにも問題があるようだ。非識字者にも選挙できるような便法を講じているようだが、非識字者がどれだけの政治意識をもてるかにも疑問がある。また国民が自国の選挙管理の透明性に信頼を置いていないという悲しい現実もある。このため、主権を主張しながらも、選挙管理になんらかの国際監視が必要になっているのが実情である。

貧困、とくに貧富の格差も、民主主義の現在および未来にとって潜在的脅威となる。そして、この会議では、貧困の存在を認識しながらも、それを根絶する決定的な対策を打ち出していない。

国連がカイロの世界人口会議で打ち出した貧困対策としての人口調節の問題も、カトリック信仰が絆になっているイベロアメリカ文化圏ではタブーであり、受け入れ難いものがある。ではどうして決定打を出すのか。それがイベロアメリカ首脳会議に課せられた大きな課題であろう。

イペロアメリカはつい最近までは保護主義の強い地域であった。保護主義がかんばしくなかった結果の反動として、そして世界的な社会主義の衰退、修正資本主義の後退に呼応して、新自由主義に望みを託するようになった。その傾向は、四つの宣言や参加国首脳の演説にも反映している。しかし、自由主義とか自由競争はどちらかといえば強者の論理である。何年か先の宣言で、新自由主義の部分修正が必要になってくるのではないかと思われる。

(1) イペロアメリカという地域名称をわが国ではなじんでいない。ラテンアメリカという地域呼称は、一八六〇年ナポレオン三世の経済顧問ミッシェル・シュバリエが造語したもので、それまではイスパノアメリカまたはイペロアメリカであった。会議の呼称をイペロアメリカとしたのはスペインの主張が通ったものだが、宣言や各国首脳の演説のなかにラテンアメリカが混用されている。

(2) 英語の development にあたるスペイン語の desarrollo を本稿では「開発」と訳したが、インディオ民族基金の正式名称の場合には「発展」と訳し分けた。

(3) Primera Cumbre Iberoamericana, Guadalajara México 1991, Discursos, Declaración de Guadalajara y documentos, Fondo de Cultura Económica S.A. de C.V. (México 1991) 42-43 Segunda Cumbre Iberoamericana, Madrid España Julio 1992, Discursos y documentos, Fondo de Cultura Económica S.A. de C.V. (México 1992)。

同様のものがスペインの ICI (Instituto de Cooperación Iberoamericana) から出版されている。なお、本稿ではこの二冊のなかからの引用にはいちいち注を付さなかった。

(4) 宣言は法文ではないので、数字による区分を項、項のなかの文字による区分を号とした。言うまでもなく、項は条のなかの項ではない。

(5) 拙稿『イスパニダーの歴史的変遷』、神奈川大学人文科学研究所叢書「インディアスの迷宮——一四九二—一九九二——」、勁草書房、(一九九三)所収を参照。

(6) ABC (23 de Julio de 1992)。

(7) 因みに、メキシコの例を挙げれば、所得税の累進率の最高が三四%、相続税はなく、不動産を相続する場合に二%の不動産譲渡税がかかるのみである。

- (8) 拙稿「メキシコ憲法第二十七条の改正とその背景」〔法学研究〕第六十六巻第十号。
- (9) ロメ協定 (Lomé Convention) はトーゴの首都ロメで調印された、通商・産業協力・資金・技術協力に関するEU十二カ国とACP諸国との間の協定。第一次から第四次協定(一九九〇年三月～二〇〇〇年二月末)まであり、第四次には、スペインの強力な後援の下に、ラテンアメリカからもドミニカ共和国とハイチの二カ国が加盟できた。ロメ協定には抵抗があったが、ACPのCに引っかけたものであった。従って、ドミニカ共和国については、ACP特恵でバナナを対EUに輸出できることになるが、往時あった米系農企業のプランテーションが最近はないので、バナナについては回国はこの特典を生かせていない。
- (10) Anne Deruytere, 'The Indigenous Peoples' Fund: An Innovative Mechanism in Support of the Etnodevelopment of the Indigenous People of Latin America and the Caribbean, Inter-American Development Bank (Washington D. C., 1994) p.3.
- (11) Mario Benedetti, *Cartagena y los fantasmas*, (El Pais, 14 de junio de 1994)